

地域移行型ホーム・退院支援施設のあらまし(案)

	地域移行型ホーム	精神障害者退院支援施設	
		病棟設備を転用する場合	外で設置する場合
法律位置付け	共同生活援助、共同生活介護	自立訓練(生活訓練)、就労移行支援の加算事項	
定員規模	事業の最低定員:4人以上 1住居当たり20人(知事の個別承認で30人)まで(既存建物の活用に限定)	20人以上60人以下	20人から30人程度
居室	原則として個室 1人当たり床面積:7.43㎡以上	1室当たり4人以下 1人当たり床面積:6㎡以上	原則として個室 1人当たり床面積:8㎡以上
設備	居間又は食堂、台所、洗面設備、便所等	食堂、浴室、洗面設備、便所等	
人員配置	<p>【共同生活援助の場合】 世話人 10:1以上</p> <p>【共同生活介護の場合】 世話人 6:1以上 生活支援員 (区分3)9:1以上 (区分4)6:1以上 (区分5)4:1以上 (区分6)2.5:1以上</p> <p>【共通事項】 サービス管理責任者 30:1以上</p>	<p>【生活訓練の場合】 生活支援員 6:1以上</p> <p>【就労移行支援の場合】 職業指導員・生活支援員 6:1以上 就労支援員 15:1以上</p> <p>【共通事項】 サービス管理責任者 1人 夜間の生活支援員 1人以上</p>	
報酬基準 (日単位)	共同生活援助:171単位 共同生活介護(区分2):210単位 (区分3):273単位 (区分4):300単位 (区分5):353単位 (区分6):444単位	<定員40人以下の場合> 生活訓練:639単位 1月(22日)分:14,058単位 就労移行支援:736単位 1月(22日)分:16,192単位 精神障害者退院支援施設加算 宿直体制 115単位 1月(30日)分:3,450単位 夜勤体制 180単位 1月(30日)分:5,400単位	
備考	原則2年の利用期間 外部の日中活動サービス等を利用	2年乃至3年の標準利用期間(日中の自立訓練、就労移行支援に夜間が付属) 精神病棟転換によって設置(病棟設備の転用又は病棟建物外での設置)	